

県民参加のあり方に対する提案書の作成について

1 市民事業専門委員会や県民会議等が出た意見

内容	提案書	引継書
市民団体への補助は、可能な限り継続できる方法がよい。また、活動を継続していただくことを重要視し、部門（スタンドアップ、スキルアップ）を区別しなくてもよいのでは。	○	
補助金を出す目的を再度整理し、補助期間を最長 10 年に延ばすなど、目的に応じた期間設定を検討してはどうか。	○	
補助金で購入した機材が 10 年以上経過し劣化やメンテナンスが必要となっている。廃棄した機材もあるとのこと。できればメンテナンス費用を工面できる補助金・助成金があれば良い。資機材には寿命があり、維持していくためには資金が必要となる。	○	
市民事業支援補助金で購入した資機材が更新時期を迎えている。水源施策の目的に合致する活発な活動を継続できる団体については、資機材の補助メニューの拡充や補助期間の延長などの対応を検討する視点も必要ではないか。	○	
これまで想定していなかった新しい価値を持つ団体（先進的な取組を行う団体）には、継続的に支援していきたい。	○	
団体のニーズが高いと思われるので、単発イベントに対しても、これまでの支援制度の簡易版のような形で補助金を出してはどうか。（1 日又は 2 日間程度の短期イベント/受付期間は年 2 回を想定）	○	
市町村との関係について、これまで 20 年はあまり重要視されてこなかったが、市町村ともコミュニケーションをとる仕組みが必要。		○

2 過去に補助を受けた団体からの意見（アンケート、ヒアリング結果）

内容	提案書	引継書
補助期間が終了するとステップアップによって課題を増やさなくてはならず、取り組む内容も高度化するのはやむをえないが、小規模な団体では取り組む内容をすぐに増やせるだけのマンパワーがないのが現状である。小規模団体に合うような形で同じ補助事業をもっと長くできるような仕組みを作ってほしい。	○	
1 団体で申請できる期間が5年で終了してしまう。繰り返し申請できる制度としてほしい。	○	
スキルアップ部門は8年ぐらいが妥当で5年では短い。	○	
以前補助金を頂いてからかなり経つが、会員数も増えており、機材などの拡充に苦労している。	○	
チェンソー・刈払い機などの資機材は定期的な更新が必要なため、過去に補助金を受けた団体に再度、補助金支給の機会を与えることも検討いただきたい。例えば、前回の補助から10年経過したら、申請の機会があるなど。	○	
森林の保全・再生事業の上限額について、整備面積に比例しているが、物品費・経費などは必ずしも比例しないと思われるため、廃止して申請内容で決めていただきたい。	○	
補助率について、普及啓発事業の1/2は概ね理解出来るが、4/5だとより応募の魅力が増すと思う。	○	
飲食代が対象外とされていたが、「熱中症対策の飲料」や「一人当たりの昼食代の一部補助」があると大変助かる。	○	
スタッフの人件費が少しでも経費として見てもらえると助かる。ボランティアだけでは継続が困難。		○
補助金について、限定的で自由度が低い。		○
補助金の使用に当たって制限が多いので使いづらい。		○
申請書類が多く、大変であった。		○
中間報告書と中間収支計算書の記載を簡略化して欲しい。作成に時間を要し負担が大きい。		○
申請・報告すべての手続きが複雑・大量で、補助額に対し重すぎた。		○
プレゼンや中間報告など補助金額からみても、ここまでしないといけないのか。劣後しないか心配である。		○
行政による手続きのサポートがあると良い（申請内容のヒアリング、書類作成サポート等）。報告書の提出締め切りが短期間過ぎて非常に負担なので余裕を持たせてもらいたい。		○

3 「5 県民参加のあり方に対する提案（各論）」の記載内容（案）について

○ 市民事業専門委員会

- これまでの水源施策において、延べ 277 団体 425 事業に対し、1 億円を超える財政的支援を行うとともに、団体相互のネットワーク形成や活動の自立化等が図られるよう市民事業交流会として、ワールド・カフェ方式による意見交換会やファンドレイジング講座の開催など、財政面以外の支援にも取り組んできました。現在でも活動を継続する団体もあり、県民主体の取組を推進することができたと考えています。令和 9 年度以降の水源施策においても、かながわの水源環境を県民共有の財産として、県民全体で支える取組を推進できるよう、引き続き、市民団体等への支援を行うことが必要です。
- 従来の補助制度では、団体の自立を目的としていたため、スタンドアップ（定着支援）やスキルアップ（高度化支援）といった部門を設定し、補助期間の限度は最長 5 年としていました。今後は、県民参加のもと、多くの団体に長く水源環境の保全・再生に取り組んでいただくことを目的に、補助期間の延長（最長 10 年など）や先進的な取組を行う団体への補助上限額の拡大、資機材の更新費用への補助など、過去に補助を受けた団体からのニーズ等も踏まえた、新たな支援制度の検討が必要です。（表 1 参照）
- 団体が行う活動に対し、柔軟に支援ができるよう、従来の支援制度に加え、単発イベントなどに対する支援の拡充なども検討し、水源施策の取組を促進することも重要です。（表 2 参照）

<表 1：令和 9 年度以降の新たな補助制度案>

申請区分		補助上限額	補助率	対象経費
A. 13事業に類する事業	①森林（里山林含む）の保全・再生事業（間伐、枝打ち、下草刈、植樹、植替え、シカの捕獲等）	50万円 (100万円※1)	10/10	事業の実施に直接要する経費※ 3
	②間伐材の利活用促進事業（間伐材を利用した製品の製作等）			
	③河川・地下水の保全・再生事業（河川の浄化対策、地下水かん養対策等）			
	④普及啓発・教育事業（都市部住民との交流事業）			
	⑤調査研究事業（水源環境モニタリング等）			
	⑥その他の事業（生活排水処理対策等）			
B. 資機材の購入・更新(※2)	13の事業に類する事業	累計50万円		事業の実施に直接要する経費

※1 ①～⑥の事業で先進的な取組（今後神奈川のモデルとなるような取組）である場合

※2 資機材の更新の場合のみ、Aの申請に関わらずBのみ申請可能

※3 食糧費は補助対象外（熱中症対策の飲料は可）

<表 2：団体が行う単発イベントへの補助制度案>

申請区分	補助上限額	補助率	対象経費
神奈川県内で行う13事業に関するイベント	10万円	10/10	謝金、役務費、需用費、備品費（容易に他の目的に使用できるものを除く）、使用料・賃借料等